

## ④ 人権と共生社会 3年・社会科（拉致問題）

### 第3学年 社会科学習指導案

#### 1 単元名／「人権と共生社会」（拉致問題について考えよう）

#### 2 単元設定の理由

拉致問題は人権課題の一つであり、拉致被害者やその家族が高齢化していることから早期解決が望まれる問題である。拉致問題については、歴史的分野の「現代の日本と世界」において教科書に記述があるが、具体的にどのような問題であるかは、十分に理解できていないと考えられる。

そこで、公民的分野の「人権と共生社会」の単元において、様々な課題について学習する際に、アニメ「めぐみ」を視聴し、拉致被害者やその家族の立場になって考えることで、自分の問題としてとらえさせ、人権尊重の意識を育てようと考え、本テーマを設定した。

#### 3 単元の目標

様々な人権課題について、具体的な差別や人権侵害の実態を知り、差別をなくすためにどんな努力が行われ、自分たちにできることは何かを考える。

#### 4 人権教育上のねらい（その他・拉致問題）

拉致問題とは、どのような人権侵害であるかを理解するとともに、拉致被害者やその家族の立場に立って、自分の問題としてとらえることで人権尊重の意識を育てる。

#### 5 人権教育上の視点

- (1) 拉致被害者や被害者家族の心の痛みに共感させるとともに、拉致問題に関心を持つ。  
(関心・意欲)
- (2) 拉致問題の不合理性及び実態を理解する。  
(知識)

#### 6 本時の学習指導

##### (1) 本時のねらい

拉致問題が人権課題の一つであることを理解し、拉致問題の実態を知ることを通して、基本的人権を尊重するという意識を高める。

(2) 本時の展開

◎人権教育上の配慮

	学習内容・学習活動	指導上の留意点	資料等
導入	1 平成14年の小泉首相の訪朝により、拉致被害者が帰国したことを復習する。	○ 歴史的事実の復習と拉致問題の現実を理解させる。	プリント「拉致問題とは」
活動の展開	2 アニメ「めぐみ」を視聴する。 3 めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがあるかを考え、ワークシートに記入し、発表する。 4 アニメ「めぐみ」を視聴して、気付いたこと、わかったことをワークシートに記入し、発表する。	○ 横田めぐみさんについて、簡単な説明をする。  ◎ めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがあるかを「子どもの権利条約カード」を参考に考え、ワークシートに記入させる。(例：身体の自由、子どもが親と暮らす権利、教育を受ける権利等) ◎ 娘を救出するために、どのような行動をとったかを発表させる。その際、政治的問題に深入りしないよう配慮する。  ○ アニメ「めぐみ」を視聴して、気付いたこと、わかったことをワークシートに記入させ、発表させる。(例：拉致されるということは、様々な人権を奪うことであり、著しい人権侵害である)	拉致問題啓発アニメ「めぐみ」 ワークシート 子どもの権利条約カード
まとめ	5 今まで、学習した様々な人権問題には、それぞれ解決するために国や地方公共団体が様々な取組が行われていることを理解する。	○ 様々な人権問題は、許されるべきものではないこと、解決するために国や地方公共団体により様々な取組がなされていることを理解させる。	

7 評価

- ・ 拉致問題について、具体的な人権侵害の実態を理解できたか。
- ・ 拉致された人やその家族の立場になって考え、自分の問題としてとらえられたか。
- ・ 拉致問題の実態を踏まえて、学習した感想を自分の言葉で表現できたか。

## 拉致問題とは？

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年9月に小泉首相が北朝鮮に訪問した際、北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、まだ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

日本政府は、拉致問題を重要な課題であると受けとめ、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、解決に向けて努力することが国及び地方公共団体の責務としました。

また、文部科学省が主宰する平成20年3月に発行した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、人権課題の一つとして取り上げられています。

毎年、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定め、「拉致問題を考える集い」等の様々な活動を国や地方公共団体が行っています。

(内閣府拉致問題対策本部ホームページを参考に作成)

## 「アニメ『めぐみ』」を視聴して

3年( )組 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがありますか。子どもの権利条約カードを参考に当てはまると思うものを書き出してみよう。

---

---

---

---

---

---

---

---

- 2 アニメ「めぐみ」を視聴して気付いたこと、わかったことを書いてみよう。

---

---

---

---

---

---

---

---

資料 「子どもの権利条約カード」

<p>第1条 「18歳以上になっていない人を子どもとします」</p>	<p>第2条 「国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障害、貧富の差などで差別はされません」</p>	<p>第3条 「子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなくてはなりません」</p>
<p>第4条 「国はこの条文に書かれた権利を守らなければなりません」</p>	<p>第5条 「保護者は子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません」</p>	<p>第6条 「全ての子どもは生きる権利を持っています」</p>
<p>第7条 「子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています」</p>	<p>第8条 「国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように守らなくてはなりません」</p>	<p>第9条 「子どもは親と一緒に暮らす権利を持っています」</p>
<p>第10条 「親と離れて暮らしているときは、子どもはいつでも親と連絡を取る権利を持っています」</p>	<p>第11条 「国は子どもが無理やり国外へ出されたり、戻れなくなったりしないようにしなくてはなりません」</p>	<p>第12条 「自由に自分の意見を表す権利を持っています」</p>
<p>第13条 「自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています」</p>	<p>第14条 「思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます」</p>	<p>第15条 「他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています」</p>
<p>第16条 「人に知られたくないプライバシーや名誉は他人から守られる権利を持っています」</p>	<p>第17条 「自分に役立つ情報を手に入れることができます。国はよくない情報から守らなくてはなりません」</p>	<p>第18条 「子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします」</p>
<p>第19条 「国は子どもへの虐待や放任などを保護しなくてはなりません」</p>	<p>第20条 「家庭を奪われている子どもは国から守ってもらうことができます」</p>	<p>第21条 「子どもを養子にする場合は、国や公の機関だけが認めることができます」</p>

<p><b>第22条</b> 「それぞれの事情で、よその国に逃れた子ども（難民の子ども）はその国で守られ、援助を受けることができます」</p>	<p><b>第23条</b> 「心や体に障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません」</p>	<p><b>第24条</b> 「子どもは病気になったり、怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています」</p>
<p><b>第25条</b> 「病院に入っているときには、その扱いが子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます」</p>	<p><b>第26条</b> 「最低限度の生活ができるように、国は暮らしを手助けしなければなりません」</p>	<p><b>第27条</b> 「心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています」</p>
<p><b>第28条</b> 「子どもは教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは人間として大切にされるという考え方からはずれてはいけません」</p>	<p><b>第29条</b> 「教育は自分も他人も平等に大切だということや自然の大切さを学べるようにしなければなりません」</p>	<p><b>第30条</b> 「少数民族の子どもや、その土地に住んでいる人々の民族や文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています」</p>
<p><b>第31条</b> 「子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています」</p>	<p><b>第32条</b> 「無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったりしないように守られる権利を持っています」</p>	<p><b>第33条</b> 「国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから保護しなくてはなりません」</p>
<p><b>第34条</b> 「国は、子どもが性的に搾取されることから保護しなくてはなりません」</p>	<p><b>第35条</b> 「国は、子どもが誘拐されたり、売買されることがないように守らなければなりません」</p>	<p><b>第36条</b> 「国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから守らなければなりません」</p>
<p><b>第37条</b> 「どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して捕獲されても、人間らしい扱いを受ける権利を持っています」</p>	<p><b>第38条</b> 「15歳に満たない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません」</p>	<p><b>第39条</b> 「国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません」</p>
<p><b>第40条</b> 「罪を犯したとされた子どもが社会に復帰したとき、自分の役割が果たせるように正當に扱われなければなりません」</p>		